**EOFTA* ~eternal bonds~



有給休暇(年休)申請に理由や勤務実績等は必要あるの!? という疑問から勉強してみよう!と思った為、

労基署に行ってきました!



有給休暇の取得を拒むことはできません

有給休暇は「会社(使用者)の承認により与える」という性格のものではなく、従業員が取得したい日を前日までに指定すれば、無条件で与えられるものです。ただし、有給休暇の取得を認めることにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に取得するように求めることができます。(これを「時季変更権」といいます。)

しかし、時季変更権を行使するための条件は極めて限定されており、単に「多忙だから」「代わ

りの従業員がいないから」という理由だけでは認められません。

●会社(使用者)は有給休暇の使い道を指定することはできません。



- 有給休暇の取得は労働者としての一番の権利です。
- ・理由によって有給休暇が入ったり、入らなかったりしてはいけません。
- ・会社が有給休暇を付与する人を選別することはできません。
- ・有給休暇を申請しました。→会社は付与する。これ以上でも以下でもありません。
- 有給休暇を申請する理由を告げる必要はありません。
- ・有給休暇を申請した理由を聞かれて答えたとして、その<mark>裏付け(証拠)を会社は求めること</mark>はできません。
- ・会社は時季変更権を当日に行使することはできません。

↑↑以上のことを労基署で学びました↑↑

労働基準法に抵触しているかも?導入されたら職場の風土や人間関係はどうなる?

このままでは会社に私たちの権利を 自由に決められてしまいます! みなさんはどう思いますか?